

事務連絡
令和4年8月16日

各都道府県生活福祉資金貸付制度主管部局長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室長

緊急小口資金等の特例貸付における償還免除特例の円滑な申請手続き等への対応について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

令和4年3月末までに申請された緊急小口資金及び総合支援資金（初回貸付）の特例貸付については、据置期間を令和4年12月末まで延長しており、現在、令和5年1月からの償還開始に向けて、各都道府県社会福祉協議会から借受人世帯に対し、償還や償還免除手続きの申請の案内を順次行っていただいているところですが、各都道府県生活福祉資金貸付制度主管部局におかれましては、以下の点について、各都道府県社会福祉協議会に周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- ① 特例貸付における償還免除の申請手続きについては、8月から9月末を目途に申請受付期間を設定いただいていると承知しており、厚生労働省において SNS 等を活用して申請勧奨に継続して努めているところであるが、各都道府県社会福祉協議会においても、対象となる借受人世帯が円滑に申請手続きを行うことができるよう、
 - ・ ホームページやSNS等を活用した申請案内
 - ・ 転居した場合には転居先を届け出る必要があることの周知
 - ・ 申請方法等に関する問い合わせ対応を行うための体制確保などの対応をお願いしたいこと。その際、障害のある方には、例えばホームページや申請の案内時における音声コードの活用などの配慮を行うよう努めること。
- ② 各都道府県社会福祉協議会が設定する申請受付期間を過ぎた場合であっても、可能な限り柔軟に受付を行っていただくなど、個々の状況に配慮したきめ細かな対応を行うこと。
- ③ こうした円滑な申請手続きに向けた支援の実施に当たっては、債権管理費として、
 - ・ 償還への対応や償還免除を行うための正規職員も含めた人員の配置
 - ・ 各都道府県社会福祉協議会におけるコールセンターの設置
 - ・ 申請手続きをフォローするための各市区町村社会福祉協議会の体制強化に係る経費などを計上できること。